

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成17年12月8日(木)に開催された第5回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成17年12月8日(木)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

綾部美知枝，大坪 檀，小池充夫，佐藤エイ子，塩沢忠和，志田 洋，島本光臣，
白岩 俊，堀田尚志，望月 浩，吉戒修一，渡邊高秀(敬称略)

4 議 事

最高裁判所が作成した裁判員制度広報用ビデオ「刑事裁判 - ある放火事件の
審理 - 」を上映

新委員の紹介(吉戒委員長)

島本光臣委員及び白岩俊委員の紹介

裁判所が行った最近の広報活動についての報告

ア 小中学生はじめ学生向け広報について

イ 一般社会人向け広報について

ウ 法曹三者による広報について

エ 「裁判員制度全国フォーラム in 静岡」の結果について，同フォーラムの
様子を放映したニュースのビデオを紹介しながら報告

オ 「法曹三者による裁判員制度説明会」の結果について，同説明会の様子を
放映したニュースのビデオを紹介しながら報告

地方裁判所委員による意見交換会

要旨は、別紙のとおり

次回委員会の開催について（吉戒委員長）

時期としては、平成18年6月又は7月ころにする。

開催場所については、12月5日から新庁舎において執務を開始した浜松支部での開催を検討したい。その際、委員の方にはユーザーの視点、観点に立って庁舎見学をしていただき、新庁舎に対する御意見を伺うという内容で実施する方向で調整したい。

閉会后、報道記者レクチャー（吉戒委員長）

(別紙)

意見交換の要旨

今後の裁判員制度広報のあり方について

今年は、裁判所にとって「裁判員制度広報元年」とも言うべき年だった。JR静岡駅で「裁判員制度全国フォーラム」のチラシを配布するなど、初めて外に向かっての広報活動を行った。ただし、国民への理解の浸透度を測るのは難しく、まだまだ手探り状態である。

そこで、本日お集まりの委員の皆様から今後の広報のあり方について御意見を頂戴したい。

まず、検察庁及び弁護士会から、どのような広報活動を行っているのか、紹介していただきたい。

検察庁では、本庁及び支部でビデオ上映会を行っている。ただし、出席してくださる方は、一般の方に比べて関心が高い方が多く、また、同じ方が繰り返し出席して下さっているようなので、ある程度知識や関心のある方への広報になってしまっている。

弁護士会でも開催したが、全体として集まりは悪かった。そもそも裁判員制度とは何なのか、分からない方が多いと思われる面と、反面リピーターの方が多くという特色もあり、本当の意味での国民への浸透が進んでいないという感触である。

自分の周りにいる方と話をしてみると、「裁判員制度」という名称は知っているが、自分には関係ないと思っている方、身近に感じていない方がやはり多いなという感じがする。正に大海に石を投じた後にできる波紋のような感じがする。

やはり、面白くなければ駄目である。関心や興味を持たせる内容でなければ人は集まらないし、見にも来ない。

今の裁判所の広報は、コマーシャルばかり見せようとしている。コマーシャルは、面白い番組と番組の間に流すから見るのであって、コマーシャルだけ見せようとしても人は見ない。だから、何か面白いイベントの中で裁判員制度に触れるような広報の仕方を考えたらよいのではないか。例えば、大学祭に裁判所の所長や検事が来るとなれば、学生は、それだけで裁判所の所長や検察官とはどんな人間なのかと顔見たさに集まってくるものである。ただ、そこでいきなり裁判員制度の話をするのではなく、御自身の体験談や面白い裁判の話をしてしながら、「ところで、今度、裁判員制度が始まります。」というような話の持って行き方をすれば、より浸透が図れるのではないか。オピニオンリーダーだけが読む記事のような内容では誰も面白いとは感じない。一般の人が官報を読まないのと同じである。

地域のロータリークラブでは、年1回、合同で会合を開催している。裁判所から出向いて行けば、いくつかのクラブからうちの会合で何か話をしてくれないかと声がるのではないか。

ロータリークラブを利用する利点として、会員の中に会社の上層部が多くいることが挙げられる。例えば、会社の従業員のもとに裁判所から呼出状が届いたとすると、多分、その従業員は、会社の総務や上司に相談すると思われる。会社員は、法律的なことで分からないことがあったりすると、大抵会社の総務に聞きに行くものである。そのとき上司に裁判員制度への理解があれば従業員も悩まずに裁判所へ出頭できるであろう。そのためにもまず、会社の上層部が多数いるロータリークラブで講演するなどして制度への理解を深めていけばよいのではないだろうか。

それから、今の段階では、誰もが分かる必要はなく、イメージとして広がればよいのではないか。年金制度が変わっても細かい部分まで理解している人は少ないが、それでも国民は給付を受けて制度としては稼働している。また、離婚したとき、慰謝料、養育料が請求できるということだけは知ってい

るもののいくら請求していいのか具体的な額の算出方法が分からない方も多
いが、それでも最終的には養育料を支払うとの和解が成立する。だから、裁
判員制度の全てを皆に知ってもらわなくてはいけないということにこだわら
なくてもよいのではないか。

清水エスパルスも県内約80箇所でタウンミーティングを開催したが、や
はり集客にはいつも苦勞する。ただ、わずかな参加者であっても、その方々
が話を持ち帰って、語り部となってもらえればという思いで話をさせてもら
っている。

また、タウンミーティングでは、ビデオを上映している。ビデオを活用す
ると「よく分かった」又は「ほぼ分かった」という方が80パーセントくら
いになるので、誰もが分かるようなビデオは有効だろう。他にも内容的に工
夫していることとして、今だから話せるというようなエピソードなども紹介
して、来ていただいた方に得した気分になって帰っていただけるようにして
いる。

私も自分の職場の人たちに裁判員制度について話をもちかけたところ、2
0代後半から40代前半の人たちには関心があるようだった。ただ、職場の
上司の理解が必要だろうという意見だった。

ともかく三権分立の中で一番見えなかった部分が司法で、それが見えるよ
うになってきたんだなという思いである。

各業界団体への働きかけもいいが、個別企業に直接出向くのも面白い試み
と思う。例えば、銀行ならば各支店にビデオを設置してあるので広報用ビデ
オをそこで流してもいいのではないか。

また、当行の場合、支店長会議では200数十人が集まるから、そのとき
講師として裁判官を派遣していただくとか、あるいは、新人研修の一環とし
て講演していただくとか、そのような話をもちかけていただければ、時間を
設けることは可能だと思う。

今の経営者は、コンプライアンスに関心が高い。だから、そのような関心の高い話題をテーマにした会合に裁判員制度の説明を取り入れるのも方法である。ほかにも「契約」というタイトルのセミナーの中で裁判員制度の話題に触れてもいいのではないか。

私もロータリークラブのメンバーだが、どこのクラブでも講演をする機会はいくらでもある。個人的には、裁判員制度が始まるということが分かればいいと思っているので、比較的簡単にできるのではないかと考えている。ただ、講師依頼する場合、どこに、どのように申し込んでいいのか分からない。

総じて、役所は広報が不得手であるが、以前私が経験した事例を紹介したい。そのときも「売り込み隊」を結成したりして、映画の配給会社に売り込んだ。映画の配給会社とタイアップしてこちらの配布物に映画の割引券を入れて、映画会社にとっても利益になり、受け取った方にも「おいしい」ところがあるというやり方だった。ほかにもファーストフードのトレイに敷く紙に宣伝文句を「こっそり」入れたりもした。お客さんは、興味があろうがなかろうが、食べている間、何気なくもそれを目にすることになる。普段見るものの中に「こっそり」入れるというところがコツだ。

裁判所でも、職員なら誰でも一時間ほどで説明ができるようなマニュアルを作らないといけないのではないかと考えている。

病院では、診察を受けるまで大概待ち時間がある。静岡には1日1000人以上の外来がある病院が5、6箇所あり、待合室が設けられている。そのような待合室では通常テレビを流している。同じく、銀行や県庁、市役所にも待合室があってテレビを流している訳だから、そこで広報用のビデオを流せば、かなり多くの方の目にとまるのではないだろうか。

今後の広報について「戦略レベル」と「戦術レベル」に分けて検討すると、まず戦略的には、裁判員制度を認知してもらうこと、それも今の段階では、分かってもらえる程度でよいと思う。裁判員として参加するのは嫌ではない

というレベルまで持って行くことが大事である。戦術的には、まず、今までまじめにやりすぎている面がある。常に全てを伝えなければという感じで堅さがある。今後はそうなりすぎないように工夫した方がよいのではないか。次に、裁判所を「露出」させるというスタンスが必要であろう。3番目に「夜」を使わざるを得ないということ、最後に、「餌」探し、いわゆる行って得するもの、引き寄せるものを作るということ、それらを取り入れないと来られる方が限定されてしまう。

「裁判員制度全国フォーラム in 静岡」のパネリストの方から「なぜ、今までの裁判じゃ駄目なの。」という発言があったが、正にそこが根本であって「なぜ、やらなければいけないのか。」との問いに対する明確な答えを突き詰めて行く必要があるのではないか。

今後の広報については、大ざっぱに概要を知ってもらい、第2段階として裁判員になっても不利益はないこと等を説明していくことになるだろうか。

裁判員裁判の実施庁について

今のところ裁判員裁判をどこで実施するのか、確定はしていないが、対象となる事件数や有権者数を比較すると、静岡県の場合には、本庁、沼津、浜松管内でほぼ同等の数字が出ているし、地理的状况からしてもこれら3庁で実施するのが妥当ではないかと考えている。その点について御意見をいただきたい。

例えば、富士市に住んでいる方なら静岡よりも沼津に行く方が便利だろうから、3庁での実施でよいのではないだろうか。

やはり、距離的に近い方が参加しやすいということは大事な要素だと思うので、3庁による実施の方がよいと思う。

各委員の賛同を得たということで最高裁に3庁での実施の要望を上げたいが、差し支えないか。

異議なし。